

新しい時代に応える令和元年版「国土交通白書」

国土交通省が新しい時代と国土交通政策の取り組みをまとめた、令和元年版の「国土交通白書」から、不動産関連及び賃貸住宅経営に関する項目を見ていきたいと思います。

高齢者、住宅確保要配慮者の救済全面に

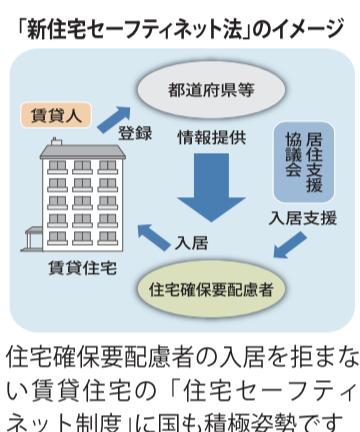


「白書」といえば、とかく国が発行する美辞麗句の政策PRといった捉え方をされがちですが、決してそうではありません。国がこれから進めようとする政策や指針が、分かりやすく説明されています。

今年の白書では、「新しい時代に応える国土交通政策」をテーマに、平成時代の技術の進歩や政策について展望しています。



今年の白書では、「新しい時代に応える国土交通政策」をテーマに、平成時代の技術の進歩や政策について展望しています。



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の「住宅セーフティネット制度」に国も積極姿勢です

さらに、不動産業全体の動向を次の通りまとめています。
不動産業は全産業の売上高の2・8%で、法人数の11・5%（平成29年度）を占める重要な産業の一つ。平成31年地価公示の全国平均は、住宅地が2年連続、商業地が4年連続、工業地が3年連続の上昇を見せ、三大都市圏では、住宅地、商業地、工業地のいずれについても、各圏域で上昇。地方圏では住宅地は27年ぶりに上昇に転じ、商業地、宅地建物取引に係る消費者利益の保護と流通の円滑化を図るために、「宅地建物取引業法」の的確な運用に努めている、としています。

2019年10月1日以降に引渡しをしたリフォームが対象になります。問い合わせ先は「次世代住宅ポイント事務局」になります。

ちょっと一般



10月の消費税率引き上げに備え、「次世代住宅ポイント制度」に平成31年度予算が1300億円投じられます。賃貸住宅は新築は非対象ですが、改修、バリアフリー改修などのリフォームが対象になります。窓・ドアの断熱改修、外壁、屋根・天井、床の断熱改修、耐震改修、ドアの断熱改修、外壁、窓・ドアの断熱改修、外壁、屋根・天井、床の断熱改修、耐震改修、バリアフリー改修などを請負契約・着工し、最大30万ポイント（30万円相当）がもらえます。2019年4月～2020年3月31までに請負契約・着工し、2019年10月1日以降に引渡しをしたリフォームが対象になります。問い合わせ先は「次世代住宅ポイント事務局」になります。

賃貸住宅のリフォームが対象 「次世代住宅ポイント制度」

（0570-001-339）
ところで、帝國データバンクがこのほど公表した2019年の「全国女性社長分析」結果によると、7つの業種別で「不動産業」がトップを占めています。女性が代表を務める企業について分析したものですが、こうした結果は不動産の側面を垣間見る思いです。希望要件をヒアリングして、条件に見合った物件を紹介する不動産の仕事に、女性の細やかな気配りが適していることを物語っているようです。



となっています。一般的に路線価と公示価格は、市場で取引きされる実勢価格の目安になります。

賃貸経営と土地の関係としては、地価が上昇すれば、すでに賃貸経営を始めている場合、含み資産が増えるともいえますが、その分、税の負担も増えることになります。また、土地を所有しているケースでは、やはり地価が上昇した分、含み資産が増える一方で、税金にも影響するということです。

情報パック 令和元年分の「路線価」の傾向

全国の標準宅地で前年比1.3%増の4年連続上昇 外国人観光客の増加によって土地需要が拡大

1物4価とも5価ともいわれる土地の価格ですが、遺産相続や土地価格相場に大きく影響する路線価の令和元年分が公表されました。ここ数年来、都市部を中心に土地価格は上昇気味ですが、路線価も同様に、上昇基調を見せ、全国約32万地点の標準宅地は前年比で1.3%のプラス。前年比4年連続で上昇しました。東京、大阪、愛知など19都道府県で上昇し、東京、千葉、埼玉、神奈川は6年、愛知は7年連続で上昇しています。

令和元年分の路線価は、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

税の財産を評価する場合に適用されます。

人口減少や新築数の落ち込みが顕在化し、かつて見られた土地相場が影を潜めている今日、土地価格が上昇している現象はやはり注目されるところです。本紙でもよく取り上げている通り、外国人観光客増加による店舗・ホテル需要の高まりなどから土地需要が拡大していることなどが影響しているのは見逃せないところです。

相続税や贈与税の財産評価に適用

路線価は、相続税や贈与税の財産を評価する場合に適用するもので、市街地の路線（道路）に面する土地の1平方メートル当たりの単価（標準評価額）で、公示価格の80%程度



賃貸経営
ワンポイント
アドバイス

初期のうちに手を打つことが極めて大事

白書ではリノベーションやAI等の新技術の活用に取り組む姿勢を強調しています。

問題は2ヶ月以上の滞納

賃貸経営の「家賃滞納」は借主のよんどころない事情もあるで、どうしてもある一定の割合で起きています。ただ月初に発生した滞納も1ヶ月か2ヶ月目で落ち着く傾向にあります。

ついうつかり銀行の引落しの残高が不足していたとか、手違いで入金が遅れるといったケースは1～2ヶ月で解決します。問題は2ヶ月以上では、家賃滞

自主管理で多く見られます。

家賃滞納が発生したら、直接入居者から家賃の支払いを受けている場合、入金が滞った時点まで直ちに連絡を入れることです。電話をかける、メールを入れる、直接会う、の3つの方針がありますが、一番いいのは入居者当

納が起きたらどうすればよいですか、集金を含めた総合管理として委託している場合や、賃貸保証会社を利用しているケンスでは差し迫ったオーナー様の負担はありません。家賃滞納で問題が大きくなっているのは、直接入居者とやりとりしている

人と直接話すことです。とにかくこの最初の連絡が極めて大事で、ここでグズグズすると、後に尾を引く結果となります。

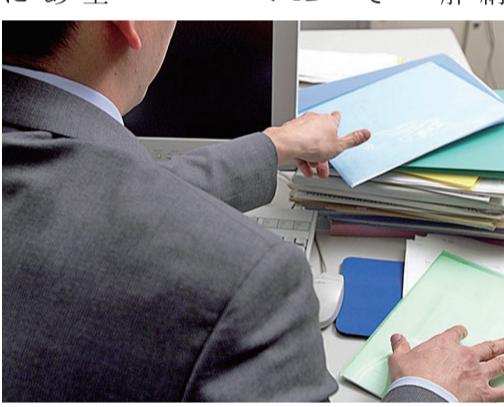
1回の家賃滞納

でいきなり契約解除はできません。

催告なしに解除で

を送り、物件明け渡しと同時に滞納家賃支払い請求の訴訟を起こし、判決が確定したら、強制執行となり、家財等があれば競売して、滞納分に充当します。

また、最近では借主に家賃滞納があつた時に貸主に立て替える家賃保証、家賃債務保証や連帯保証人の役割を果たす機関保証を活用するケンスが一般的になっています。



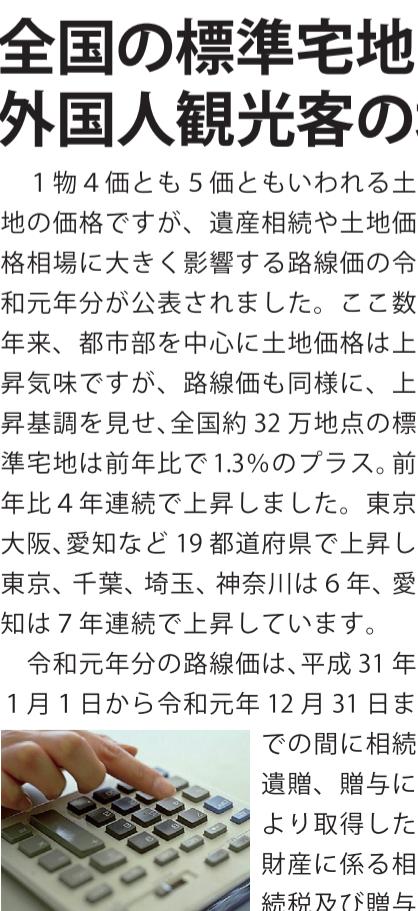
かかる判例もある一方、解説権が発生しないケースもあつて、事例ごとに判断されるようです。滞納が長期化したり、借主が行方不明となったり、債務不履行を理由に契約解除の内容証明を行うことができます。

保証料がかかつてきますが、この制度を利用することで、家賃滞納に関するリスクを減らすことができます。



情報パック

令和元年分の「路線価」の傾向



税の財産を評価する場合に適用されます。

人口減少や新築数の落ち込みが顕在化し、かつて見られた土地相場が影を潜めている今日、土地価格が上昇している現象はやはり注目されるところです。本紙でもよく取り上げている通り、外国人観光客増加による店舗・ホテル需要の高まりなどから土地需要が拡大していることなどが影響しているのは見逃せないところです。

相続税や贈与税の財産評価に適用

路線価は、相続税や贈与税の財産を評価する場合に適用するもので、市街地の路線（道路）に面する土地の1平方メートル当たりの単価（標準評価額）で、公示価格の80%程度